

令和7年度

高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会

追加資料

令和7年12月

目 次

I	本市の財政状況について（補足）	1
II	本市の条例改正の内容について	2
III	他市の報酬等審議会の開催状況等について	
1	四国内の状況	1 2
2	中核市等の状況	1 3
IV	給料、報酬の試算について	1 5
V	参考資料	1 6

I 本市の財政状況について（補足）

中期財政収支見通し(一般会計の一般財源ベースで試算)

歳入

(単位：百万円)

区分		令和6年度 金額
一般財源	市税	65,996
	地方譲与税・交付金	14,747
	地方交付税	22,133
	その他	2,091
	合計 A	104,967

令和7年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
68,035	69,819	102.6%	69,506	99.6%	69,918	100.6%	70,350	100.6%
16,630	16,935	101.8%	16,935	100.0%	16,935	100.0%	16,935	100.0%
20,750	22,566	108.8%	23,172	102.7%	21,844	94.3%	21,153	96.8%
2,701	2,525	93.5%	2,403	95.2%	2,403	100.0%	2,403	100.0%
108,116	111,845	103.4%	112,016	100.2%	111,100	99.2%	110,841	99.8%

歳出

(単位：百万円)

区分		令和6年度 金額	
一般財源 充 当	義務的経費	64,494	
	内訳	人件費	30,616
		扶助費	15,424
		公債費	18,454
	投資的経費	3,643	
	その他の経費	43,106	
	合計 B	111,243	
充当予定基金等 C※		2,876	
所要一般財源 D (B - C)		108,367	
財源不足 E (A - D)		△ 3,400	

令和7年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
64,786	67,122	103.6%	66,638	99.3%	67,010	100.6%	66,631	99.4%
31,652	33,691	106.4%	32,737	97.2%	33,469	102.2%	32,729	97.8%
16,000	16,499	103.1%	16,940	102.7%	17,392	102.7%	17,908	103.0%
17,134	16,932	98.8%	16,961	100.2%	16,149	95.2%	15,994	99.0%
3,513	5,132	146.1%	6,619	129.0%	5,609	84.7%	5,549	98.9%
45,094	50,115	111.1%	50,994	101.8%	50,267	98.6%	51,288	102.0%
113,393	122,369	107.9%	124,251	101.5%	122,886	98.9%	123,468	100.5%
1,477	1,718		907		1,225		907	
111,916	120,651		123,344		121,661		122,561	
△ 3,800	△ 8,806		△ 11,328		△ 10,561		△ 11,720	

(令和7年度は当初予算額、8年度以降は推計)

●8~11年度累計額

△ 42,415

※Cの充当予定基金等とは、施設整備基金、地域振興基金、退職手当基金を想定

※収支見通しには、財政調整基金からの充当及び繰越金は含まない

令和6年度決算状況

歳入

(単位：百万円)

区分		令和6年度 決算金額
一般財源	市税	65,142
	地方譲与税等	18,029
	地方交付税	23,763
	小計	106,934
依存財源	分担金及び負担金	845
	材料及び手数料	2,975
	国庫支出金	35,963
	県支出金	13,168
	財産収入	1,982
	寄附金	1,053
	繰入金	4,565
	繰越金	2,814
	諸収入	4,168
	市債	8,704
	(うち臨時財政対策債)	1,225
小計	76,237	
計	183,171	

歳出

(単位：百万円)

区分		令和6年度 決算金額
義務的経費	人件費	34,550
	扶助費	55,359
	公債費	18,381
	小計	108,290
その他経費	物件費	23,895
	維持補修費	2,196
	補助費等	16,733
	建設事業費	11,571
	積立金	1,952
	投資及び出資金	1,007
	貸付金	573
	繰出金	11,690
	小計	69,617
	計	177,907

差(①-②)形式収支 5,264百万円 …… A

翌年度への繰越財源 1,191百万円 …… B

実質収支(A-B) 4,073百万円

一般会計(前年比)

昨年度に引き続き、物価高騰への対応などにより、歳入・歳出ともに2年ぶりに減少し、過去4番目の大きさの決算規模となりました。

歳入 約1,832億円 (-32億円)
 歳出 約1,779億円 (-35億円)
 実質収支 約41億円 (-3億円)
(実質収支=歳入-歳出-翌年度繰越財源)

▶主な物価高騰対策

- ・定額減税の実施及び減税しきれない人への調整給付金の支給
- ・子育て世帯、低所得世帯等への生活支援給付金の支給
- ・学校給食費における食材費の価格高騰分に対する公費負担
- ・交通事業者、農林水産業者、医療・福祉施設等への支援金の支給

▶主な増減

- 歳入 市債が減少(-87億円)
 →依存財源の割合が減少(-1.8ポイント)
- 歳出 文化芸術ホール改修事業の完了など
 →教育費が減少(-83億円)

令和6年度 決算報告

令和6年度の決算状況をお知らせします。
 物価高騰への対応など、諸課題への積極的な対応を図るとともに、第7次高松市総合計画のスタートとして、目指すべき都市像の実現に向け、各種施策に取り組みました。

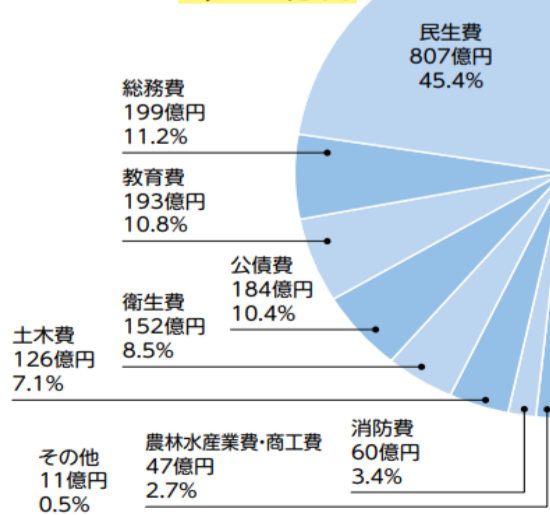
市債・基金の状況(前年比)

市債=借金 一般会計市債現在高 1,694億円(-90億円)
※臨時財政対策債を除く1,026億円(-39億円)

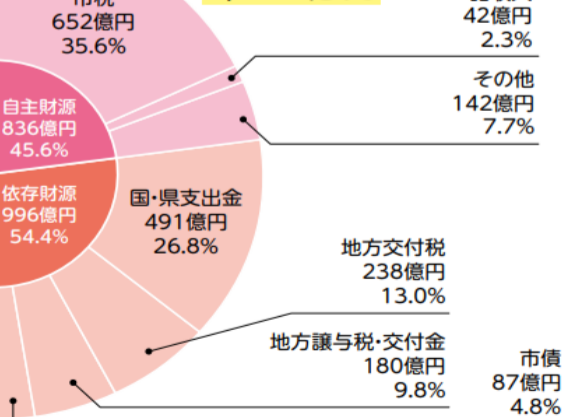
基金=貯金 財源対策基金現在高 184億円(+4億円)
(財政調整基金、減債基金、施設整備基金)

【令和7年3月31日現在】

歳出 1,779億円



歳入 1,832億円



本市の財政決算状況は、ホームページでも公開しています▶

問 財政課 (☎839・2191)



II 本市の条例改正の内容について

高松市特別職及び一般職の給与等の動向

1 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

市長等の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

- (1) 令和7年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

公布の日から施行
(1)はR7. 12. 1
から適用
(2)はR8. 4. 1
から施行

	現 行	改定後
6月期	100分の172.5	→ 100分の172.5
12月期	100分の172.5	→ 100分の177.5 (100分の5)
年 間	100分の345	→ 100分の350 (100分の5)

- (2) 令和8年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改定後
6月期	100分の172.5	→ 100分の175 (100分の2.5)
12月期	100分の177.5	→ 100分の175 (△100分の2.5)
年 間	100分の350	→ 100分の350

※3(2)エの改正内容は、市長等の期末手当についても適用されます。

[現 行]

R7	R7.6	R7.12
	1.725	1.725
年間	3.45月分	

[改定後]

R7	R7.6	R7.12	改定前との差
	1.725	1.775	0.05
年間	3.50月分		
R8	R8.6	R8.12	改定前との差
	1.750	1.750	0.05
年間	3.50月分		

[R7年度]

[R8年度]

年 額	市 長	18,109,080円	→	18,490,560円	(381,480円増)
	副市長	14,638,980円	→	14,947,360円	(308,380円増)

2 高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高松市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

(1) 令和7年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

公布の日から施行
(1)はR7. 12. 1
から適用
(2)はR8. 4. 1
から施行

	現 行	→	改定後
6月期	100分の172.5		100分の172.5
12月期	100分の172.5		100分の177.5 (100分の5)
年 間	100分の345		100分の350 (100分の5)

(2) 令和8年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	→	改定後
6月期	100分の172.5		100分の175 (100分の2.5)
12月期	100分の177.5		100分の175 (△100分の2.5)
年 間	100分の350		100分の350

※3(2)エの改正内容は、議員の期末手当についても適用されます。

[現 行]

[改定後]

R7	R7.6	R7.12	改定前との差
	1.725	1.775	
年間		3.50月分	
⇒			
R8	R8.6	R8.12	改定前との差
	1.750	1.750	
年間		3.50月分	

[R7年度]

[R8年度]

年 額	議 長	11,862,900円	→	12,112,800円	(249,900円増)
	副議長	10,555,560円	→	10,777,920円	(222,360円増)
	議 員	9,926,100円	→	10,135,200円	(209,100円増)

3 高松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定し、会計年度任用職員の給料等について職員の改定内容に鑑み改定し、及び人材の確保に資するよう諸手当を改定する等のため、改正するもの

(1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 給料表を引上げ改定するもの
- イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの

に係る初任給調整手当の限度額を次のとおり改定するもの

	現 行	→	改定後
月額	416,600円		417,600円

- ウ 令和7年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの
(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行	→	改定後
6月期	100分の125		100分の125
12月期	100分の125		100分の127.5 (100分の2.5)
年間	100分の250		100分の252.5 (100分の2.5)

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行	→	改定後
6月期	100分の70		100分の70
12月期	100分の70		100分の72.5 (100分の2.5)
年間	100分の140		100分の142.5 (100分の2.5)

公布の日から施行

- (1)ア・イ、(3)ア、(5)はR7.4.1から適用
- (1)ウ・エ、(3)イ・ウはR7.12.1から適用
- (5) (令和7年12月に期末手当の支給を受ける会計年度任用職員(1号会計年度任用職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。))又は令和7年12月1日において、高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年高松市規則第36号)第21条第1項又は第30条第1項において準用する高松市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和41年高松市規則第8号)第2条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員(1号会計年度任用職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。))を除く。)はR8.1.1から施行
- (2)、(4)、(6)、はR8.4.1から施行

エ 令和7年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの
(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行		改定後
6月期	100分の105	→	100分の105
12月期	100分の105	→	100分の107.5 (100分の2.5)
年 間	100分の210	→	100分の212.5 (100分の2.5)

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行		改定後
6月期	100分の50	→	100分の50
12月期	100分の50	→	100分の52.5 (100分の2.5)
年 間	100分の100	→	100分の102.5 (100分の2.5)

(2) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 国の給料表に準拠して(1)アの給料表を新たな給料表へ改定するもの

イ 令和8年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの
(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行		改定後
6月期	100分の125	→	100分の126.25 (100分の1.25)
12月期	100分の127.5	→	100分の126.25 (△100分の1.25)
年 間	100分の252.5	→	100分の252.5

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行		改定後
6月期	100分の70	→	100分の71.25 (100分の1.25)
12月期	100分の72.5	→	100分の71.25 (△100分の1.25)
年 間	100分の142.5	→	100分の142.5

ウ 令和8年6月期以降の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの
(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行		改定後
6月期	100分の105	→	100分の106.25 (100分の1.25)
12月期	100分の107.5	→	100分の106.25 (△100分の1.25)
年 間	100分の212.5	→	100分の212.5

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行		改定後
6月期	100分の50	→	100分の51.25 (100分の1.25)
12月期	100分の52.5	→	100分の51.25 (△100分の1.25)
年 間	100分の102.5	→	100分の102.5

(4) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 令和8年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改定後
6月期	100分の95	→	100分の96.25 (100分の1.25)
12月期	100分の97.5	→	100分の96.25 (△100分の1.25)
年 間	100分の192.5	→	100分の192.5

イ 令和8年6月期以降の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改定後
6月期	100分の87.5	→	100分の88.75 (100分の1.25)
12月期	100分の90	→	100分の88.75 (△100分の1.25)
年 間	100分の177.5	→	100分の177.5

(5) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 給料表を引上げ改定するもの

(6) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 人事院勧告に準拠した正規職員の給料表の改正内容に鑑み新たな給料表に改定するもの

4 高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

高松市立学校の会計年度任用職員の給料について香川県人事委員会勧告に鑑み改定するため、改正するもの

(1) 給料表を引上げ改定するもの

公布の日から施行し、R7.4.1から適用
(1) (令和7年12月に期末手当の支給を受ける会計年度任用職員(1号会計年度任用職員にあつては、月額で報酬を定める者に限る。))又は令和7年12月1日において、高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年高松市規則第36号)第21条第1項又は第30条第1項において準用する高松市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和41年高松市規則第8号)第2条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員(1号会計年度任用職員にあつては、月額で報酬を定める者に限る。))を除く。)はR8.1.1から施行

(参考) 人事院勧告 (抜粋)

出典：人事院ホームページ

(<https://www.jinji.go.jp/content/000011694.pdf>)

本年の給与の改定 (抜粋)

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を15,014円(3.62%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

この改定は、令和7年4月時点の比較に基づいて国家公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 特別給

国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていた。このため、令和6年8月から令和7年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図り、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

(2) 改定すべき事項

ア 俸給表

(ア) 行政職俸給表(一)

平均3.3%の引上げ改定を行う。

民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を大きく引き上げる。具体的には、一般職試験(高卒者)は6.5%(12,300円)引き上げて200,300円、一般職試験(大卒程度)は5.5%(12,000円)引き上げて232,000円、総合職試験(大卒程度)は5.2%(12,000円)引き上げて242,000円とする。

これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行う。

この結果、平均改定率は、1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、4級2.9%、5級から10級まで2.8%となる。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

(イ) 行政職俸給表(一)以外の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。指定職俸給表は、行政職俸給表(一)の引上げを踏まえ、行政職俸給表(一)10級の平均改定率

(2. 8%)と同程度の引上げ改定を行う。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 支給月数の改定

令和6年8月から令和7年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の平均支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和7年度は、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

また、指定職俸給表適用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当も、同様に支給月数を引き上げる。

(イ) 交流採用及び研究休職に係る在職期間等の取扱いの見直し

国と民間企業との間の人材の往来を活性化させるため、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）の規定に基づき交流採用された職員について、採用前に民間企業に雇用されていた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間（以下「在職期間等」という。）に通算する。

また、研究休職がより一層活用されるよう、研究休職から復職した職員について、法人の種類にかかわらず、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期間を在職期間等に通算する。

これらの改定は、令和8年4月から行う。

勧告（抜粋）

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア～オ 省略

カ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和7年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前提再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前提再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前提再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前提再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.6875月分とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前提再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前提再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前提再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前提再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

キ～ク 省略

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(イ)、カの(イ)及びキ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、令和8年4月1日から実施すること。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

1の(2)のエの改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

Ⅲ 他市の報酬等審議会の開催状況等について

1. 四国内の状況（R7.12.17時点）

○：審議対象項目（審議対象とするかは、各自治体の条例で異なる）

<四国県市>

	答申(予定)日	知事・副知事 市長・副市長	議長・副議長 議員	その他	政務活動費	その他手当
香川県	未定	○	○	教育長	○	—
愛媛県	開催予定なし	○	○	—	—	—
徳島県	開催予定なし	○	○	—	—	—
高知県	R8.1月～2月予定	○	○	教育長	—	退職手当
松山市	R7.12.15	引上げ (3%)	引上げ (4%)	—	—	—
徳島市	開催予定なし	○	○	—	—	—
高知市	R8.1月予定	○	○	—	○	—
高松市	R8.1.21	○	○	—	○	—

※高知市と高松市は毎年開催。

<県内市>

	答申(予定)日	市長・副市長	議長・副議長 議員	その他	政務活動費	その他手当
丸亀市	開催予定なし	○	○	教育長	○	—
坂出市	R8.1月以降	○	○	教育長	—	—
善通寺市	開催予定なし	○	○	教育長	○	—
観音寺市	開催予定なし	○	○	教育長	—	—
さぬき市	開催予定なし	○	○	教育長	—	—
東かがわ市	開催予定なし	○	○	教育長	—	—
三豊市	R7.6.27	据置き	引上げ (1万5千円)	教育長 据置き	—	—

※いずれも非常設の不定期開催。

2. 中核市等の状況（R7. 12. 17時点）

<中核市>令和7年度に報酬等審議会を開催又は開催予定市（62市中24市（松山市、高知市、高松市含む））

	財政力 指数(R6)	答申 (予定)日	市長・副市長	議長・副議長・議員	その他	政務活動費	その他手当
豊田市	1.410	R8. 1. 15	未定	未定	未定	未定	—
岡崎市	1.000	R8. 1月	未定	未定	—	—	—
豊橋市	0.982	R7. 11. 10 (注1)	据置き	据置き	—	—	—
川越市	0.939	R7. 11. 10	据置き	据置き	教育長・常勤監査委員・ 上下水道事業管理者 据置き	今年度は 諮問対象外	期末手当 引上げ
西宮市	0.930	R8. 1月	未定	未定	—	—	退職手当 未定
船橋市	0.912	R8. 1. 29	未定 (市長のみ諮問)	今年度は 諮問対象外	—	—	退職手当 未定
八王子市	0.903	R7. 10. 31	引上げ (市長：7万円 副市長：6万円)	引上げ (議長：5万円 副議長：4万円 議員：4万円)	引上げ (教育長：5万円 常勤監査委員：4万円)	—	—
越谷市	0.866	R7. 10. 2	据置き	据置き	教育長・常勤監査委員 据置き	据置き	—
豊中市	0.850	R7. 11. 13	今年度は 諮問対象外	今年度は 諮問対象外	—	今年度は 諮問対象外	期末手当 引上げ
郡山市	0.812	未定	未定	未定	教育長 未定	—	—
尼崎市	0.805	R7. 9. 16	今年度は 諮問対象外	今年度は 諮問対象外	—	—	退職手当 据置き
福山市	0.765	R7. 11. 17	引上げ(2%) (市長：2万2千円 副市長：1万8千円)	引上げ(4%) (議長：3万円 副議長：2万7千円 議員：2万5千円)	病院事業管理者 上下水道事業管理者 据置き	据置き	—
一宮市	0.760	R7. 11. 25	引上げ (人動：行-2.65%に準拠) (2万円)	引上げ (人動：行-2.65%に準拠) (議長：2万円 副議長：1万8千円 議員：1万7千円)	—	—	—
大津市	0.760	R7. 10. 24	引上げ (市長：5万円 副市長：2万1千円)	引上げ (議長：4万3千円 副議長：3万9千円 議員：3万7千円)	—	据置き	—
東大阪市	0.730	R7. 8. 5	据置き	据置き	—	—	—
奈良市	0.691	未定	未定	未定	教育長・常勤監査委員・ 上下水道事業管理者 未定	—	退職手当 期末手当 未定
鹿児島市	0.690	R7. 5. 22	引上げ(3%) (市長：3万5千円 副市長：2万8千円)	引上げ(3%) (議長：2万4千円 議員：2万1千円)	—	据置き	—
長崎市	0.570	未定	未定	未定	—	—	—
松江市	0.566	R7. 12. 4	引上げ (3.62%)	引上げ (3.62%)	—	—	期末手当 引上げ
青森市	0.550	R8. 1月	未定	未定	—	—	—
佐世保市	0.530	R8. 1月	未定	未定	—	—	退職手当 未定

※高松市の令和6年度財政力指数 0.759

(注1) 豊橋市は審議会を開催したが、諮問・答申せず。

2. 中核市等の状況（R7. 12. 17時点）

＜政令指定都市＞令和7年度に報酬等審議会を開催・開催予定市又は開催未定市（20市中10市）

人口 (R7. 4. 1時点)	財政力 指数(R6)	答申 (予定)日	市長・副市長	議長・副議長・議員	その他	政務活動費	その他手当
さいたま市 (約135万人)	0.952	R7. 10. 30	据置き	据置き	—	—	期末手当 引上げ
横浜市 (約377万人)	0.950	R8. 1月	未定	未定	—	—	—
仙台市 (約109万人)	0.873	R7. 11. 28	引上げ (2.7%) (3万円)	引上げ (2.7%) (2万円)	—	—	—
福岡市 (約167万人)	0.868	R7. 12. 9 ※報告	据置き	据置き	—	—	—
静岡市 (約66万人)	0.817	R8. 1月	未定	未定	教育長・ 公営企業管理者・ 常勤監査委員 未定	未定	期末手当 退職手当 未定
浜松市 (約77万人)	0.808	R7. 10. 30	引上げ (2.34%)	引上げ (2.34%)	—	今年度は 諮問対象外	期末手当 引上げ
京都市 (約143万人)	0.807	R8. 1月	未定	未定	—	—	—
岡山市 (約70万人)	0.719	未定	未定	未定	—	—	—
熊本市 (約73万人)	0.690 (注1)	未定	未定	未定	—	—	—
新潟市 (約76万人)	0.642	R7. 11. 5	引上げ (約2.6%)	引上げ (約2.6%)	(教育長・水道事業管理者・ 病院事業管理者・常勤監査委員) 引上げ (約2.6%)	—	期末手当 据置き

※高松市の令和6年度財政力指数 0.759

(注1) 熊本市の財政力指数は令和5年度

IV 給料、報酬の試算について

※期末手当の支給月は3.45で算出(R7.8時点照会内容と比較のため)

■管理職加算新設に伴う支給額の変更

	市長	順位※	副市長	順位	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
改定前月額・順位	¥1,122,000	14(12)	¥907,000	16(14)	¥735,000	25(23)	¥654,000	30(28)	¥615,000	29(27)
改定後月額・順位	¥1,122,000	14(12)	¥907,000	16(14)	¥735,000	25(23)	¥654,000	30(28)	¥615,000	29(27)
差額	¥0		¥0		¥0		¥0		¥0	
引上げ率	0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%	
改定前年額・順位	¥18,109,080	44(36)	¥14,638,980	43(41)	¥11,862,900	35(35)	¥10,555,560	37(37)	¥9,926,100	43(43)
改定後年額・順位	¥18,418,752	37(30)	¥14,889,312	41(38)	¥12,065,760	31(30)	¥10,736,064	33(33)	¥10,095,840	33(33)
差額	¥309,672		¥250,332		¥202,860		¥180,504		¥169,740	

※中核市順位()内は減額措置反映後)

高松市の支出額 年間 ¥7,304,340 の増額

試算①人事院勧告の指定職職員の引上げ率(2.8%)に準ずる場合

	市長	順位	副市長	順位	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
改定前月額・順位	¥1,122,000	14(12)	¥907,000	16(14)	¥735,000	25(23)	¥654,000	30(28)	¥615,000	29(27)
改定後月額・順位	¥1,153,416	8(6)	¥932,396	13(11)	¥755,580	15(15)	¥672,312	24(22)	¥632,220	21(20)
差額	¥31,416		¥25,396		¥20,580		¥18,312		¥17,220	
引上げ率	2.80%		2.80%		2.80%		2.80%		2.80%	
改定前年額・順位	¥18,418,752	37(30)	¥14,889,312	41(38)	¥12,065,760	31(30)	¥10,736,064	33(33)	¥10,095,840	33(33)
改定後年額・順位	¥18,934,477	29(23)	¥15,306,213	32(30)	¥12,403,601	27(26)	¥11,036,674	31(31)	¥10,378,524	29(29)
差額	¥515,725		¥416,901		¥337,841		¥300,610		¥282,684	

※管理職加算(8%)含む。

高松市の支出額 年間 ¥12,164,602 の増額

試算②年間支給額を中核市の中位(31位)程度にする場合

	市長	順位※	副市長	順位	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
改定前月額・順位	¥1,122,000	14(12)	¥907,000	16(14)	¥735,000	25(23)	¥654,000	30(28)	¥615,000	29(27)
改定後月額・順位	¥1,148,684	9(7)	¥935,965	12(11)	¥731,725	29(27)	¥668,044	26(24)	¥621,436	27(25)
差額	¥26,684		¥28,965		(¥3,275)		¥14,044		¥6,436	
引上げ率	2.38%		3.19%		-0.45%		2.15%		1.05%	
改定前年額・順位	¥18,418,752	37(30)	¥14,889,312	41(38)	¥12,065,760	31(30)	¥10,736,064	33(33)	¥10,095,840	33(33)
改定後年額・順位	¥18,856,800	31(24)	¥15,364,800	30(28)	¥12,012,000	31(30)	¥10,966,612	31(31)	¥10,201,500	31(31)
差額	¥438,048		¥475,488		(¥53,760)		¥230,548		¥105,660	

高松市の支出額 年間 ¥5,369,572 の増額

試算③減額措置反映後の年間支給額を中核市の中位(31位)程度にする場合

	市長	順位	副市長	順位	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
改定前月額・順位	¥1,122,000	14(12)	¥907,000	16(14)	¥735,000	25(23)	¥654,000	30(28)	¥615,000	29(27)
改定後月額・順位	¥1,120,614	14(12)	¥931,119	13(11)	¥731,579	29(27)	¥668,044	26(24)	¥621,436	27(25)
差額	(¥1,386)		¥24,119		(¥3,421)		¥14,044		¥6,436	
引上げ率	-0.12%		2.66%		-0.47%		2.15%		1.05%	
改定前年額・順位	¥18,418,752	37(30)	¥14,889,312	41(38)	¥12,065,760	31(30)	¥10,736,064	33(33)	¥10,095,840	33(33)
改定後年額・順位	¥18,396,000	38(31)	¥15,285,248	33(31)	¥12,009,600	32(31)	¥10,966,612	31(31)	¥10,201,500	31(31)
差額	(¥22,752)		¥395,936		(¥56,160)		230,548		¥105,660	

高松市の支出額 年間 ¥4,747,268 の増額

<年間支給額 算定式>

給料・報酬の月額×12か月 + 期末手当[(給料・報酬月額)×1.28(役職加算20%+管理職加算8%)×3.45(令和7年度支給月数)]

《令和7年度支給月数は改定前》

V 参考資料

＜給与勧告の実施状況等＞ (人事院のホームページより抜粋)

出典：人事院ホームページ

(<https://www.jinji.go.jp/content/000013370.pdf>)

年	勧告				国会決定	
	勧告月日	内容(較差)		実施時期 (月例給)	期末・勤勉 手当 支給月数 (月)	内容
昭和		%	円			
35	8. 8 (月)	12.4	2,682	5.1	3.0	勧告どおり
36	8. 8 (火)	7.3	1,859	〃	3.4	〃
37	8.10 (金)	9.3	2,496	〃	3.7	〃
38	8.10 (土)	7.5	2,206	〃	3.9	〃
39	8.12 (水)	8.5	2,792	〃	4.2	〃
40	8.13 (金)	7.2	2,651	〃	4.3	〃
41	8.12 (金)	6.9	2,820	〃	(4.3)	〃
42	8.15 (火)	7.9	3,520	〃	4.4	〃
43	8.16 (金)	8.0	3,973	〃	(4.4)	〃
44	8.15 (金)	10.2	5,660	〃	4.5	〃
45	8.14 (金)	12.67	8,022	〃	4.7	〃
46	8.13 (金)	11.74	8,578	〃	4.8	〃
47	8.15 (火)	10.68	8,907	4.1	(4.8)	〃
48	8. 9 (木)	15.39	14,493	〃	(4.8)	〃
49	7.26 (金)	29.64	31,144	〃	5.2	〃
50	8.13 (水)	10.85	15,177	〃	(5.2)	〃
51	8.10 (火)	6.94	11,014	〃	5.0	〃
52	8. 9 (火)	6.92	12,005	〃	(5.0)	〃
53	8.11 (金)	3.84	7,269	〃	4.9	〃
54	8.10 (金)	3.70	7,373	〃	(4.9)	〃
55	8. 8 (金)	4.61	9,621	〃	(4.9)	〃
56	8. 7 (金)	5.23	11,528	〃	(4.9)	管理職員等・調整手当改定年度内繰り延べ 期末・勤勉手当旧ベース算定
57	8. 6 (金)	4.58	10,715	〃	(4.9)	実施見送り
58	8. 5 (金)	6.47	15,230	〃	(4.9)	2.03%
59	8.10 (金)	6.44	15,541	〃	(4.9)	3.37%
60	8. 7 (水)	5.74	14,312	〃	(4.9)	勧告どおり
61	8.12 (火)	2.31	6,096	〃	(4.9)	〃
62	8. 6 (木)	1.47	3,985	〃	(4.9)	〃
63	8. 4 (木)	2.35	6,470	〃	(4.9)	〃
平成						
元	8. 4 (金)	3.11	8,777	〃	5.1	〃
2	8. 7 (火)	3.67	10,728	〃	5.35	〃
3	8. 7 (水)	3.71	11,244	〃	5.45	〃
4	8. 7 (金)	2.87	9,072	〃	(5.45)	〃
5	8. 3 (火)	1.92	6,286	〃	5.30	〃
6	8. 2 (火)	1.18	3,975	〃	5.20	〃
7	8. 1 (火)	0.90	3,097	〃	(5.20)	〃
8	8. 1 (木)	0.95	3,336	〃	(5.20)	〃
9	8. 4 (月)	1.02	3,632	〃	5.25	〃
10	8.12 (水)	0.76	2,785	〃	(5.25)	〃
11	8.11 (水)	0.28	1,054 (改定 1,034円)	〃	4.95	〃
12	8.15 (火)	0.12	447 (改定 434円)	〃	4.75	〃
13	8. 8 (水)	0.08	313 (特例一時金)	〃	4.70	〃
14	8. 8 (木)	△2.03	△7,770	(注2)	4.65	〃
15	8. 8 (金)	△1.07	△4,054	〃	4.40	〃
16	8. 6 (金)	水準改定の勧告なし(注3)	—	—	(4.40)	—
17	8.15 (月)	△0.36	△1,389	(注2)	4.45	勧告どおり
18	8. 8 (火)	水準改定の勧告なし(注3)	—	—	(4.45)	—
19	8. 8 (水)	0.35	1,352	4.1	4.50	勧告どおり(ただし、 指定職は実施見送り)
20	8.11 (月)	水準改定の勧告なし(注3)	—	—	(4.50)	—
21	8.11 (火)	△0.22	△863	(注2)	4.15	勧告どおり
22	8.10 (火)	△0.19	△757	〃	3.95	〃
23	9.30 (金)	△0.23	△899	〃	(3.95)	俸給による水準改定は 勧告どおり
24	8. 8 (水)	水準改定の勧告なし(注3)	—	—	(3.95)	—
25	8. 8 (木)	水準改定の勧告なし(注3)	—	—	(3.95)	—
26	8. 7 (木)	0.27	1,090	4.1	4.10	勧告どおり
27	8. 6 (木)	0.36	1,469	〃	4.20	〃
28	8. 8 (月)	0.17	708	〃	4.30	〃
29	8. 8 (火)	0.15	631	〃	4.40	〃
30	8.10 (金)	0.16	655	〃	4.45	〃
令和						
元	8. 7 (水)	0.09	387	〃	4.50	〃
2	10. 7 (水)	水準改定の勧告なし(注3、5)	—	—	4.45	〃
	10.28 (水)	水準改定の勧告なし(注3)	—	—	4.30	〃
3	8.10 (火)	水準改定の勧告なし(注3)	—	—	4.30	〃
4	8. 8 (月)	0.23	921	4.1	4.40	〃
5	8. 7 (月)	0.96	3,869	〃	4.50	〃
6	8. 8 (木)	2.76	11,183	〃	4.60	〃
7	8. 7 (木)	3.62	15,014	〃	4.65	〃

＜高松市の状況＞

平成元年度以降人事院勧告後の
市長の給料の改定状況(改定率)

平成元	1,018,000円(+26,000円(2.62%))
2	1,043,000円(+25,000円(2.46%))
3	1,081,000円(+38,000円(3.64%))
4	1,111,000円(+30,000円(2.78%))
5	1,132,000円(+21,000円(1.89%))
6	1,146,000円(+14,000円(1.24%))
8	1,157,000円(+11,000円(0.96%))

市長の給料の自主減額
(条例規定額からの減額率)

H17.4.1	～H18.3.31	1,043,000 円	(△6.96%)
H18.4.1	～H19.3.31	1,033,000 円	(△6.94%)
H21.4.1	～H23.3.31	1,055,000 円	(△4.95%)
H23.6.1	～H24.3.31	1,055,000 円	(△4.95%)
H24.4.1	～H24.9.30	950,000 円	(△14.41%)
H24.10.1	～H24.12.31	1,055,000 円	(△4.95%)
H25.1.1	～H25.6.30	999,000 円	(△10.00%)
H25.7.1	～H26.6.30	944,000 円	(△14.95%)
H26.7.1	～H26.9.30	999,000 円	(△10.00%)
H26.10.1	～H26.12.31	0 円	(△100.00%)
R2.7.1	～R2.12.31	888,000 円	(△20.00%)

(注) 1 期末・勤勉手当支給月数の「()」は、勧告を行っていない(前年と同月数)。
 2 勧告を実施するための法律の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)。
 (4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で減額調整)
 3 水準改定の勧告を行わなかった年の官民較差は、平成16年が0.01%、平成18年が0.00%、平成20年が0.04%、平成24年が△0.07%、平成25年が0.02%
 令和2年が△0.04%、令和3年が0.00%。
 4 平成23年は、内閣が人事院勧告を実施するための法案は提出しないと決定をしたが、議員立法(給与改定・臨時特例法)により勧告を実施。
 (年間調整の時期のほか、水準改定以外の勧告の実施方法については、一部勧告内容を修正)
 また、同法では、勧告とは別に東日本大震災への対処等のため、24～25年度について臨時特例の給与減額支給措置を実施。
 5 令和2年は、10月7日に期末・勤勉手当の改定を先行して勧告。月例給については、10月28日に改定しないことを報告。
 6 令和3年度の期末手当引下げ相当額は、令和4年6月期の期末手当で減額調整。